

【令和 3 年度】

鹿児島市宿泊施設新観光ビジネス
支援補助金

募集の手引き

令和 4 年 1 月 1 8 日 更新
(第 4 版)

鹿児島市

令和3年度 鹿児島市宿泊施設新観光ビジネス支援補助金 募集の手引き

1 事業の目的

本事業は、鹿児島市内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した今後の本市への誘客につながるセット商品造成・販売及びイベントの実施などの新たな取組等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、コロナ禍における観光振興を図ることを目的とします。

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。

2 補助対象者

補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、鹿児島市内の宿泊事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、体験事業者、旅行業者等の民間企業等及びこれらの者により構成される団体又は個人事業主のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、宿泊事業者以外の者にあつては、宿泊事業者と連携して新たな取組等を行う場合に限る。

(1) 法人にあつては市内に事務所又は営業所を有する者、法人以外の者にあつては市民であること。

(2) 納期の到来している市税の滞納がない者とする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき徴収の猶予を受けているときは、滞納がない者とみなす。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団及び暴力団員と関係を有する者は、対象としません。

3 補助率

補助対象経費の4分の3

4 補助限度額

連携して取組を実施する各宿泊施設の令和3年6月1日現在の合計収容定員数に応じた次の額

合計収容定員数	補助上限額
1～10	5万円
11～30	15万円
31～50	30万円
51～100	50万円
101～150	70万円
151～200	90万円
201～	100万円

※本市へ届出の客室定員と異なる場合は各宿泊施設の合計収容定員数がわかるものの添付が必要

5 申請期間

令和4年2月14日まで

6 補助対象経費

交付決定の日から令和4年3月14日まで

7-1 補助対象経費

補助対象経費	
補助金の交付決定通知日から令和4年2月28日までの間に実施する今後の本市への誘客につながる宿泊施設と体験型観光メニュー、着地型ツアー及びオンライン観光等が連携した取組並びに複数の宿泊施設が連携した取組に係る次の経費	
区分	経費の種類
1 報償費関係	講師謝金等
2 需用費関係	消耗品費、パンフレット・チラシ等の印刷製本費等
3 役務費関係	通信運搬費、広告等掲載手数料、保険料等
4 委託料関係	広報・プロモーション経費、イベント経費、Wi-Fi 設置費等
5 使用料及び 賃借料関係	会場使用料、車両・器具等の賃借料等
6 その他の経費	その他市長が認める経費

7-2 補助対象経費（例）

内容	補助対象経費（例）
①体験型観光メニュー、着地型ツアーと宿泊のセットプラン等の広報等に要する経費 ※温泉・飲食施設と連携したものを含む	・チラシ作成、HP改修等に要する経費 ・OTA（オンライン旅行代理店）の販売プラットフォームへの掲載手数料 ・オンラインツアー等を活用した広報に要する委託料（セットプランを実際に体験している様子をオンラインで発信）
②人材育成に要する経費	・高付加価値・高単価のセットプラン等を造成できるスタッフや体験型観光メニューや着地型ツアー等を観光客に紹介できるスタッフを育成するための研修等に要する経費（講師謝金等）
③複数の宿泊施設によるワーケーション環境整備に要する経費	・オンライン会議対応のWi-Fi等の新たな設置・更新に要する経費
④技能習得ワークショップ、スポーツ、ダイエット、農業体験合宿、つり大会など複数日数の宿泊を伴うイベント等の実施に要する経費	・広報に要する経費、イベントの実施に係る委託料等

8-1 補助要件

- (1) 地域経済への貢献が期待される取組であること。
- (2) 高付加価値化・高単価化につながる取組であること。
- (3) 顧客維持につながる取組であること。
- (4) 継続性・発展性が期待される取組であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置を講じること。

8-2 補助対象外経費

- (1) 補助事業に係るものとして明確に区分できない費用
- (2) 職員に対する人件費及び光熱水費などの経常的経費
- (3) 工事請負費、振込手数料
- (4) 明細書及び支出を証明する書類又はその写しに不備のあるもの
- (5) 補助金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの

9 補助金交付までの流れ

(1) 手続き

随時受付	事業者	応募事前相談書を提出 ※随時受付
随意受付	市	受付（第1次募集）※以後、予算の範囲内で実施
	事業者	<p>【応募】以下の応募書類に記入後提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①応募用紙（様式第1） ②団体等に関する調書（様式第2） ③事業計画書（様式第3） ④事業収支予算書（様式第4） ⑤事業内容を示す資料（見積書又はカタログの写し等） ⑥法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票（任意団体にあつては、代表者の分を提出） ⑦団体の定款・規約等 ※協同組合等の場合のみ提出 ⑧団体の会員名簿 ※協同組合等の場合のみ提出
応募後 2～3週間	市	審査後、選定結果を通知
	事業者	【申請】申請書（規則様式第1）に記入後提出
申請後 約1週間	市	交付決定通知書を郵送
交付決定通知後	事業者	事業実施（交付決定通知日～令和4年3月14日）
	市	※必要に応じ、随時、実施状況の確認
事業完了後 速やかに ～令和4年 3月14日 期限	事業者	<p>【報告】以下の報告書類に記入後提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実績報告書（規則様式第4） ②事業実績書（様式第6） ③収支決算書（様式第7） ④支払明細書（請求書や納品書等）の写し ⑤領収書等、支払を証明する書類の写し ※交付決定通知日以降かつ宛名があるもののみ有効 ⑥請求書（規則様式第6）+振込先口座通帳の写し ⑦額の確定報告書（様式第8）※該当者のみ提出
	市	審査後、補助金等確定通知書を郵送 補助金支払
確定通知後 概ね2週間		

(2) 応募手続き

必要書類を提出してください。

〔受付開始〕 随時受付 ※

〔提出先〕 〒 8 9 2 - 8 6 7 7 鹿児島市山下町 1 1 - 1 みなと大通り別館 3 階
鹿児島市観光プロモーション課 宛

※ 応募書類一式は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

※ 応募する前に、応募事前相談書をご提出ください。

(3) 補助対象者の選定

本市は、応募書類による審査を経て、特に優れた内容と認められた補助対象者を選定します。その際、書類の記載内容について電話等による確認を行う場合があります。結果については後日通知しますが、補助金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

選定にあたっては「6-1、6-2 補助対象経費、7-1 補助要件」に記載の項目を審査しますが、審査の視点を以下例示しますので、応募時の参考としてください。

① 地域経済への貢献

- (審査例) ・ 鹿児島産の食材等が使用されているか
・ 連携先が鹿児島市内（鹿児島県内）の民間企業等であるか

② 高付加価値化・高単価化

- (審査例) ・ 連携が高付加価値化・高単価化に寄与するものとなっているか

③ 顧客維持につながる取組

- (審査例) ・ 1 度来た観光客をリピーターにしていく工夫があるか

④ 継続性・発展性

- (審査例) ・ 継続的なセット商品の販売やイベントの実施などが見込める取組か

⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置

- (審査例) ・ 県の新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得しているか。

(4) 申請手続き

審査結果の通知後、申請書（規則様式第 1）を提出してください。

申請にあたっては、補助対象経費における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請してください。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではありません。

本市は、補助金を交付すべきものと認めたときに、交付決定通知書により通知します。

※ 申請書は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

(5) 事業実施上の留意点

事業の開始は、交付決定通知書に記載の決定日以降となります。補助対象経費にかかる機材導入や委託契約締結等は、必ず交付決定日以降に行ってください。交付決定前に導入等を行った場合、補助金は交付できません。

経費の支払は、補助期間内（令和4年3月14日まで）に完了してください。支払が完了していない場合、補助金は交付できません。また、実績報告にあたり、請求書や領収書等、支払を証明する書類の写しの提出を求めますので、関係書類は整理の上、保管してください。

応募時の事業計画を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更・中止（廃止）承認申請書（規則様式第2）を提出し、市長の承認を受けてください。

事業実施にあたっては、観光業界における各種業界ガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めてください。

※ 参考 内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp/prevention/>

(6) 報告手続き

事業が完了したときは、速やかに必要書類を提出してください。提出期限は、事業が完了した日から1か月以内、又は令和4年3月14日のどちらか早い日です。

消費税等仕入控除税額を含めて申請した場合、消費税等仕入控除税額が確定した段階で、額の確定報告書（様式第8）も提出してください。

※ 報告書類一式は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

(7) 補助金の確定及び支払

本市は、報告書類による審査及び調査の結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときに補助金の交付額を確定し、補助金等確定通知書により通知します。なお、確定する額は、事業に実際に要した補助対象となる経費に補助率4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）の合計と交付決定額を比べ、低いほうの額となります。

請求書（規則様式第6）等の内容に不備がなければ、確定通知後、概ね2週間で、補助対象者が指定する金融機関に振り込みます。

Q1 6月1日より前に申請方法等について相談できますか。

- 随時、相談を受けつけておりますので、観光プロモーション課にお問い合わせください。

Q2 市外の事業者と連携する取組も、補助対象となりますか？

- 対象となりません。
- ただし、市外の事業者へプロモーションなどの業務の一部を委託するものについては対象となります。

(本市経済の早期回復のため、業務委託等については、可能な範囲で市内(県内)事業者の活用をお願いします。)

Q3 市外に本社がありますが、補助対象となりますか？

- 市内に支社、営業所等の拠点を設けている場合は、対象となります。
- 申請の際は、市内・市外にかかわらず、実施主体となる拠点及び責任者名で申請してください。
- 市外の拠点にて申請の場合、団体等に関する調書(様式第2)の「団体等の所在地」欄へ、市内の拠点名及び所在地を併記してください。

Q4 4月、5月に実施した事業について、補助対象となりますか？

- 対象となりません。
- 市から送付する交付決定通知日以降に実施した事業が、補助の対象となりますので、通知までお待ちください。

Q5 複数回に分けて応募できますか？また、複数の取組について応募できますか？

- 応募は1回限りとなります。ただし、審査の結果、不選定となった場合で、以降の募集がある場合、内容をブラッシュアップしたものについては応募できます。
- 複数の取組を実施する場合でも、一つの事業計画に取りまとめれば応募できます。

Q6 連携できるのは1つの組み合わせのみですか？

- いくつでも連携先になれます。但し、応募は1回のみです。

Q7 応募時点と計画が変わりそうです。報告や手続きは必要ですか？

- 事業計画の変更は、事前にご相談ください。
- 変更後の内容が補助要件を満たさない場合、交付決定を取り消すことがあります。

Q8 支払を口座振込で行うため領収書が発行されません。支払を証明する書類は？

- 振込依頼票や振込電算伝票の写し(相手先や金額等の該当箇所をマーカー)に、支払明細書(請求書や納品書等)を添えて提出してください。